

R 3. 7. 19 : 赤川流域治水協議会 (第3回) 幹事会

R 3. 7. 30 : (第4回) 赤川流域治水協議会

R 3. 10月 : 赤川流域治水 担当者打合せ

- ・「流域治水×グリーンインフラ」について (事例紹介、酒田河国版提示、取組依頼)
- ・「流域治水プロジェクト」の取組について (現状、課題・要望、今後の見込み等)

↓

R 4. 2. 15 : 赤川流域治水協議会 (第4回) 幹事会

- ・流域治水プロジェクト【更新】(案)の(幹事会)承認
- ・流域治水に関する情報共有

↓

R 4. 3. 16 : (第5回) 赤川流域治水協議会

- ・流域治水プロジェクト【更新】(案)の(協議会)承認
- ・流域治水に関する情報共有

↓

R 4. 3月末 (予定) : 赤川水系流域治水プロジェクト【更新】の公表

↓

R 4. 4月以降 : (第6回) 赤川流域治水協議会

- ・引き続き、更なる充実に向けて、検討・議論

1. 赤川流域治水にかかる広報誌の発行

赤川流域治水プロジェクトの取り組みについて、一般住民の皆さまのご理解を広げることを目的として、取り組みの実施内容にかかる情報を定期的に発信する。

《創刊号：3/11発行》

**赤川流域治水協議会だより**  
Vol.1 R4.3.10 発行

～関係機関と地域が連携し、赤川沿川を水害から守る治水対策の推進～

**「赤川流域治水協議会」を設立**

「赤川流域治水協議会」は、気候変動による降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えて、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するために、令和2年9月に設置されました。

協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組、流出抑制などの被害の防止・軽減に資する流域全体の対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築し、推進するための協議等を行っています。

**【構成機関】**  
 鶴岡市 酒田市 三川町 山形県  
 東北電力 MAFF 農林水産省 林野庁  
 FIC 森林整備センター 気象庁 国土交通省

鶴岡市 三川橋付近 令和2年7月出水状況

**◆これまでに「赤川流域治水協議会」を4回開催**

- ・令和2年 9月18日 (第1回) 赤川流域治水協議会(協議会設立)
- ・令和2年 12月21日 (第2回) 赤川流域治水協議会
- ・令和3年 2月18日 (第3回) 赤川流域治水協議会
- ・令和3年 3月30日 「赤川流域治水宣言」公表
- ・令和3年 7月30日 (第4回) 赤川流域治水協議会

**◆なぜ、「流域治水」が必要なのか？**

① 臨海能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える。水防災意識社会の再構築  
 ② 洪水防衛の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

気候変動の影響 社会の動向 技術革新

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策  
**「流域治水」への転換**

**◆「流域治水」のイメージ**

「流域治水」は、堤防整備・ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域(雨水が河川に流入するエリア)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア)にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して対策を行う考えです。

森林整備・油山対策 洪水域 特殊設備施設の整備  
 治水ダムの活用 治水ダムの機能強化 水田貯留 ため池等の活用  
 堤防整備強化 雨水貯留施設の整備 浸水リスクを考慮した土地利用計画策定及び関係者連携  
 河川区域 河川区域  
 下水道施設の治水・雨水貯留

発行：赤川流域治水協議会事務局  
 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 調査第一課  
 山形県酒田市上安町一丁目2-1  
 電話 (0234) 27-3471

これまでの「赤川流域治水協議会」内容は、酒田河川国道事務所ホームページでご覧いただけます。

**◆第2号**

**本日の協議会開催状況**  
(3/30頃に発行予定)

2. 幹事会メンバーによる合同現地視察の実施

協議会の構成機関それぞれの事業の実施内容やその効果について相互理解を深めることにより、連携の強化や事業推進に繋がることに期待して、令和4年度の早期に実施を検討していく。